

「横浜企業クラスターガイド 2021（中国ビジネス版）」 掲載企業募集

1 掲載企業募集の趣旨

IDEC 上海事務所では、中国市場に対し、横浜を代表する企業の技術力や製品などの“特長”、“売り”を見やすく・分かりやすく紹介する企業ガイドブックとして、以前より「横浜企業クラスターガイド 2021（中国語版）」を作成し、Web 版と冊子版で紹介しております。

中国語版で発行し（日本語版は発行しません）、中国で、企業 PR、企業間連携等に活用します。WEB 版は、IDEC 横浜及び IDEC 上海事務所の WEB サイトに掲載し、情報発信をします。

2 「横浜企業クラスターガイド 2021」の概要

(1) 掲載事項

横浜市内に事業所を有し、中国でのビジネス展開を希望、または展開している企業の紹介
(企業 PR 各企業 A 4 版片面 1 ページ)

(2) 仕様の概要

P D F 版 (IDEC 上海事務所の HP <http://www.city-yokohama.cn/news/matching/>で公開)
来年度以降、現在発行済の「横浜企業クラスターガイド 2021（中国ビジネス版）」冊子版を改訂する際には、Web 版の内容を冊子版にも掲載します。

(3) 活用方法（中国語版）

ア 中国語版

- ・ IDEC 上海事務所配架及び HP で紹介します。
- ・ 中国国内で開催される各種展示会、見本市等での配布、日中の政府関係機関への配布・配架
- ・ 海外企業との商談に向けた準備は、IDEC 横浜の専門家が個別にサポートします。
- ・ 日本に進出する中国企業との連携のきっかけになります。

(4) ウェブページへの掲載

IDEC 上海事務所のウェブページ (<http://www.city-yokohama.cn/news/matching/>) に掲載します。

3 募集要領

(1) 応募資格

次のすべての条件を満たす法人とします。

- ア 名称と連絡先（所在地、電話番号、E-mail アドレス、連絡担当者名など）を公開できること。
- イ 応募した企業の技術・製品・サービスなどが、この要項公表日以降に民事・刑事上の責任を問われる事故を生じさせていないものであること。また、過去に当該事故を生じさせていないこと。

(2) 原稿作成・提出方法

- ア IDEC 横浜の HP (<https://www.idec.or.jp/shanghai/>) から、「横浜企業クラスターガイド 掲載情報記載シート」をダウンロード
- イ 「横浜企業クラスターガイド 掲載情報記載シート」に必要事項を

記入

ウ IDEC 上海事務所 E-mail: yokohama@idec-sh.com まで、提出

(3) 注意事項

- ア 応募書類などは返還しませんのでご了承ください。
- イ 応募後に、提出書類などの追加、修正をお願いすることがあります。
- ウ 紹介ページのレイアウト、中国語翻訳は、IDEC 横浜に一任するものとみなします。
- エ 応募書類などの著作物及び肖像は、応募されたときをもって、IDEC 横浜が無償で活用することを承諾したものとみなします。
- オ 応募書類を通じて IDEC 横浜が取得した個人情報、「横浜企業クラスターガイド2021」の作成及び配布・配置、並びにそれらに付随する業務（ウェブページへの掲載を含む。）以外の目的には使用しません。

(5) 掲載料

「横浜企業クラスターガイド2021」への掲載料は、無料です。

(6) 掲載可否（欠格事由など）

応募者及びその関係者が、次の欠格事由に当たらないことを踏まえ、掲載可否を決定します（明らかに掲載できないと認められる応募者に対しては、応募自体を受け付けませんので、あらかじめご了承ください）。

- ア 特定の政治活動又は宗教的活動に関係があり、若しくは暴力団その他反社会的勢力と関係がある。
- イ 会社法の規定に違反し、又は民事再生法、外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律、会社更生法、破産法上の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者である。
- ウ 上記以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの者が、役員として過去2年間に就任していたことがある。
- エ IDEC 横浜が管理運営する施設の入居者又は過去に当該施設に入居したことがある者で、賃料や使用料など支払が必要な料金を滞納したことがある（当該滞納が支払期限から1年以内に解消された場合を除く。）者。
- オ 上記「エ」の滞納を発生させた者の代表者又は役員であった者が、役員又は支配人等重要・主要な職務に就いている企業である。
- カ 上記のほか、「横浜企業クラスターガイド2021」に掲載するのが不適切であると IDEC 横浜が認めた企業である。

4 応募先及びお問い合わせ先

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 IDEC上海事務所

E-mail:yokohama@idec-sh.com TEL:+86-(0)21-6841-5777 FAX: +86-(0)21-6841-5700

※ 日本で、お電話で問い合わせをされる場合は、下記にご連絡ください。

公益財団法人横浜企業経営支援財団 国際ビジネス支援担当

TEL:045-225-3730